

国保保険料（税）滞納者への差押えの基準

(2022年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	2021年4月以降の変更	差し押えの基準
	0	
合計	0	-
1 名古屋市		督促状の指定期間が経過した滞納保険料のある世帯のうち差押可能な財産がある場合
2 豊橋市		基準は設けていないが、納付資力があると認められるにもかかわらず、再三の催告にも納付していただけない場合に差押えの手続きに着手している
3 岡崎市		個別事案ごとの納付状況、納付資力、財産状況による
4 一宮市		滞納者が督促を受け、その督促に係わる税をその督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき
5 瀬戸市		接触・折衝に応じない場合や、分割納付額が少額で完納の見通しが立たないなど
6 半田市		
7 春日井市		保険料（税）の納付資力が十分にあるにもかかわらず、督促・催告・差押予告等を行っても、自主的な納付がない
8 豊川市		国税徴収法、地方税法等関係法令を準用して対応している
9 津島市		差押え予告書に対し、何ら納付・相談がない者。基本的には分納誓約が誠実に履行されていけば行わないが、分納額が少額の場合は差押えを行う場合もあります
10 碧南市		財産や収入があるにもかかわらず納付されない場合、差押予告通知書等を送致したにもかかわらず納付や納税相談に応じない場合は差し押さえを行っています
11 刈谷市		督促・催告等の通知を送付しても反応がなく、差押可能な財産を有している場合
12 豊田市		督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき（ただし、納税相談の有無や、判明している財産の有無を考慮します）
13 安城市		国税徴収法、地方税法第728条第1項各号
14 西尾市		差押えは法令に則り行っています。事前に相談があれば分納にも応じています。
15 蒲郡市		・督促状送付後、催告等（財産調査予告、差押予告含む）送付しても反応なく、財産を有する場合 ・財産、資力があるにもかかわらず少額分納をしている場合 ・分納等の約束が不履行となっている場合
16 犬山市		督促・催告をしても自主納付がなく、納付相談もない者で、財産がある者
17 常滑市		地方税法第728条及び国税徴収法の規定による
18 江南市		
19 小牧市		地方税法を基準とします
20 稲沢市		督促状や納税相談に応じない滞納者について、財産調査を行い、納付能力があると判断した場合に、財産を差押える滞納処分を行っています
21 新城市		
22 東海市		
23 大府市		地方税がその例とする、国税徴収法等の関係法令に基づき実施しています
24 知多市		督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しない場合
25 知立市		特になく、各納税者の状況により判断
26 尾張旭市		納付状況等を総合的に勘案して決める
27 高浜市		納付資力があるにもかかわらず、漫然と滞納を放置している場合や分納約束の不履行があった場合など
28 岩倉市		財産調査の結果、拒税能力があると判断したものに実施
29 豊明市		法律に基づく処分
30 日進市		納税資力があるにも関わらず、督促状や催告書を送付しても反応がなく、納税交渉にも応じない等、納税誠意が見られない場合は差押を行っています
31 田原市		納税資力があるにも関わらず、自主納付に応じない、約束を守らない滞納者
32 愛西市		国税徴収法第47条に準じており、納税催告に応じない、納税意識が低いもの
33 清須市		・督促状や催告書等、再三の納税折衝に応じない、納税意欲に著しく乏しい滞納者 ・分納者が分納誓約したにもかかわらず、不履行が続く滞納者
34 北名古屋		特別な基準はなく、法定どおりの基準で実施している
35 弥富市		催告等に応じず、自主的納付による完納が見込めない場合
36 みよし市		・原則として、督促状の納付期限を経過しても納税せず、連絡も相談も無い場合
37 あま市		催告等、納付相談の通知を行っても無反応で、財産があるにもかかわらず納付が見込まれない滞納者
38 長久手市		法律に基づき、財産調査の上、生活状況を踏まえ実施している
39 東郷町		督促状・催告書の通知に対して納付又は納税相談もなく、差押可能な資産を有している者及び分納不履行者
40 豊山町		過年度の滞納があり、納税相談等に応じず納税の意思が見られない滞納者
41 大口町		納税資力がありながら、納税せず、納税折衝にも応じない場合
42 扶桑町		自主納付をしない納税意識のない滞納者
43 大治町		
44 蟹江町		
45 飛島村		高額滞納者で分納が履行されない
46 阿久比町		国税徴収法に準ずる
47 東浦町		・督促状、催告書などに対して無反応である場合 ・納付誓約が不履行となった場合 以上の事項がひとつでもあれば差押予告書を送付したうえで差押を執行する
48 南知多町		財産調査の実施、資産等の把握後、滞納者と折衝し、滞納者の状況に応じて差押えを実施
49 美浜町		納付誓約の不履行、滞納の放置など
50 武豊町		差押の基準として、 ①督促→催告→差押予告通知を発送しても、本人から反応もなく、納付がない場合 ②納税相談により、分納誓約を結ぶも履行されず、同様に催告等を発送しても、本人から連絡もなく、納付がない場合 上記と並行して進んでいた財産調査等で換価財産が見つかった際には、差押を執行しています
51 幸田町		差押えの基準はありません
52 設楽町		
53 東栄町		
54 豊根村		国民健康保険法第79条の2、地方自治法第231条の3第3項、地方税法第728条及び国税徴収法の例による